

○薬事法上の疑義について

(昭和二十九年九月八日)

(広薬第五四九号)

(厚生省薬事課長あて広島県衛生部長照会)

本年八月三十日付広薬第五三三号をもつて報告した硫酸アトロピン集団中毒事件に関し、今般警察よりの照会により薬事法上いささか疑義を生じたので、至急左記の点について貴局の御意見を承わりたい。

記

- 1 薬局或いは病院、診療所等において使用される調剤用の医薬品であつて、装置瓶に移し換えられたものは薬事法第四十一条第二号及び第四号に規定する表示事項をその装置瓶に表示する必要があるか、どうか。なお従来よく病院、診療所、薬局等においては大部分が前項の標示を表示されていないように思料されるが、此の場合表示する必要がないとすればその除外規定を御教示願いたい。
- 2 前項の標示を表示されていない調剤用瓶の医薬品をそのまま販売した場合は如何なるか併せて御教示願いたい。

(昭和二十九年一〇月一四日 薬事第二六〇号)

(広島県衛生部長あて厚生省薬事課長回答)

昭和二十九年九月八日広薬第五四九号をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答する。

記

- 1 薬局等において装置瓶に収められた医薬品のように通常その容器のまま交付されることのないものを貯蔵し、又は陳列する行為は薬事法第四十四条第三号の「医薬品を販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する行為」に該当しないものと解すべきであり、従つてかかる医薬品を単に貯蔵し、又は陳列する限りにおいては、これに第四十一条第二号及び第四号に定められる事項を表示する必要はない。
- 2 通常その容器のまま販売又は授与されることのない医薬品であつても、これを販売又は授与する行為は、第四十四条第三号の禁止行為に該当する。